

1241

国民金融公庫御中

法方払支金利元	元利金	借期	利率	抹消登記済
元金は昭和五年に分別し 昭和五年四月より昭和六年六月迄 毎月五、日限り金四、〇〇〇圓宛支払ふこと 利息は昭和五年四月六、月五、日を第一回 として毎月五、日限り所定の利率にて 算出支払ふこと	支払場所 国民金融公庫大津支所	自昭和五年四月 至昭和六年六月五日	月利七厘七毛五水 昭和五年四月六、月五、日	金倉持替目也★



同封致しましたに不動産抹消に關する書類一式は一再発行致し兼ねますので書類が手許に届き次第速かに抹消の手続を完了して下さい。

昭和六年六月八日

本日正に完済致しまして  
本証書御返却致します。  
完済日 昭和 昭和六年有六日 日

大津市湊町貳拾七番地  
国民金融公庫大津支所  
代理人 炭谷哲二

(住所) 滋賀縣神崎郡土流町大字七里五五文番地  
連帯保証人 菅原神崎郡土流町大字七里五五文番地

借主 外村茂一郎  
(住所) 滋賀縣神崎郡五個莊町大字今堂  
天四〇番

上記の通り正に借用し金員を受領致しました。  
ついで裏面記載の規程を固く守り相違なく返済  
致します。



個人私署用

国民金融公庫貸付規定

一、利息は当方の計算により所定の期日までにお払込み下さい。

なお返済金を所定の期日にお支払いなきときは、日歩四銭の割合による延滞利息を申受けます。

返済方法並に利息の割合は、当方の都合により、初めの約定を変更していただく場合がありますから御承知置き下さい。

三、この貸付について費用が生じます場合は、すべて御本人において御負担下さい。

四、連帯保証人の変更追加或は担保の差入変更等をお願いしたときは、即時実行して下さい。

五、火災保険或は生命保険を附けていただくようにお願いしたときは、当方の申出通り手続きをお執り下さい。

六、御本人及び連帯保証人の営業、身分其の他につき調査照会等をなし又は収支表等の参考資料の御提出を願う場合は、即時御承諾下さい。

七、御本人及び連帯保証人の住所の移転、営業或は勤め先の変更其のほか重要な事柄は即時御通知下さい。

八、次の場合には最終返済期日の到来を待たずに全額即時返済していただきます。その際に当方より通知催告は致しません。

(イ) 申込書の御記入が事実と違つて居る場合。

(ロ) 元利金の支払等を約定通り実行せられない場合。

(ハ) 御本人が仮差押、仮処分、強制執行、又は和議、破産、競売の申立等を受けられその他信用を落すような事柄の生じた場合。

(ニ) この規定その他の約定に従われない場合。

九、連帯保証人は債務者と連帯し且つ連帯保証人相互の間においてもまた連帯の責任があります。

十、この貸付に関する訴訟については当方の指定する裁判所を管轄裁判所と致しますから御承知置き下さい。

十一、以上のほか当方の定める色々の規則等は固くお守り下さい。

以上